

守人第 52 号の 2
平成 28 年 5 月 25 日

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端 勝樹

2016 年夏季・一時金要求に対する回答について

- 1 夏季一時金については、期末手当 1.225 か月、勤勉手当 0.8 か月の計 2.025 か月とする。
- 2・3・4 人事評価制度については、十分な労使協議を行い、一方的実施はしない。人材育成に資するため、必要な協議は十分に行っていく。
- 5 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
- 6 勤勉手当を廃止する考えはない。
- 7 再任用職員の夏季一時金については、期末手当 0.65 か月、勤勉手当 0.375 か月の計 1.025 か月とする。臨時職員の一時金の復活については引き続き協議願いたい。
- 8 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
- 9 夏季一時金の支給日は、6 月 30 日とする。
- 10 夏季特別休暇については、6 日とする。
取得については、昨年同様 1 日単位とする。なお、夏季期間中の半休等は年次休暇で対応していただきたい。
- 11 臨時職員の勤務時間・賃金については、引き続き協議願いたい。
- 12 サービス残業は違法であり、根絶するまで指導の徹底を図る。そのために必要なことは引き続き努力する。花火大会に職員が業務として従事する場合は、適切に措置する。

13 市民サービスを維持向上させるために、9月統一試験日に合わせて職員採用試験を行い、今後とも適切な人員配置に向け努力する。

14 現憲法を遵守していく姿勢に変わりはない。今後とも地方自治の本旨に基づいた行政運営に努める。

※1 生活改善については、改善の必要性を認識し、秋闘、賃金確定時の中で具体的に実施できるよう引き続き努力する。

※2 職場改善については、次のとおりとする。

- 長時間に及ぶ超過勤務が増加している事態を深刻に受け止め、職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて過重な超過勤務の解消に努めていく。
- 休暇については、計画的な年次有給休暇を取得できるよう、できる限りの手段を講じていきたい。また、夏季期間の有給休暇取得促進について努力する。
- 職員研修として、母性保護の観点を含めた健康管理に関する研修を、今年度も取り組んでいきたいと考えている。